

## 児童手当の所得制限について

令和3年6月分の児童手当から所得額の計算方法が一部変更になりました

### 〔審査対象となる所得〕

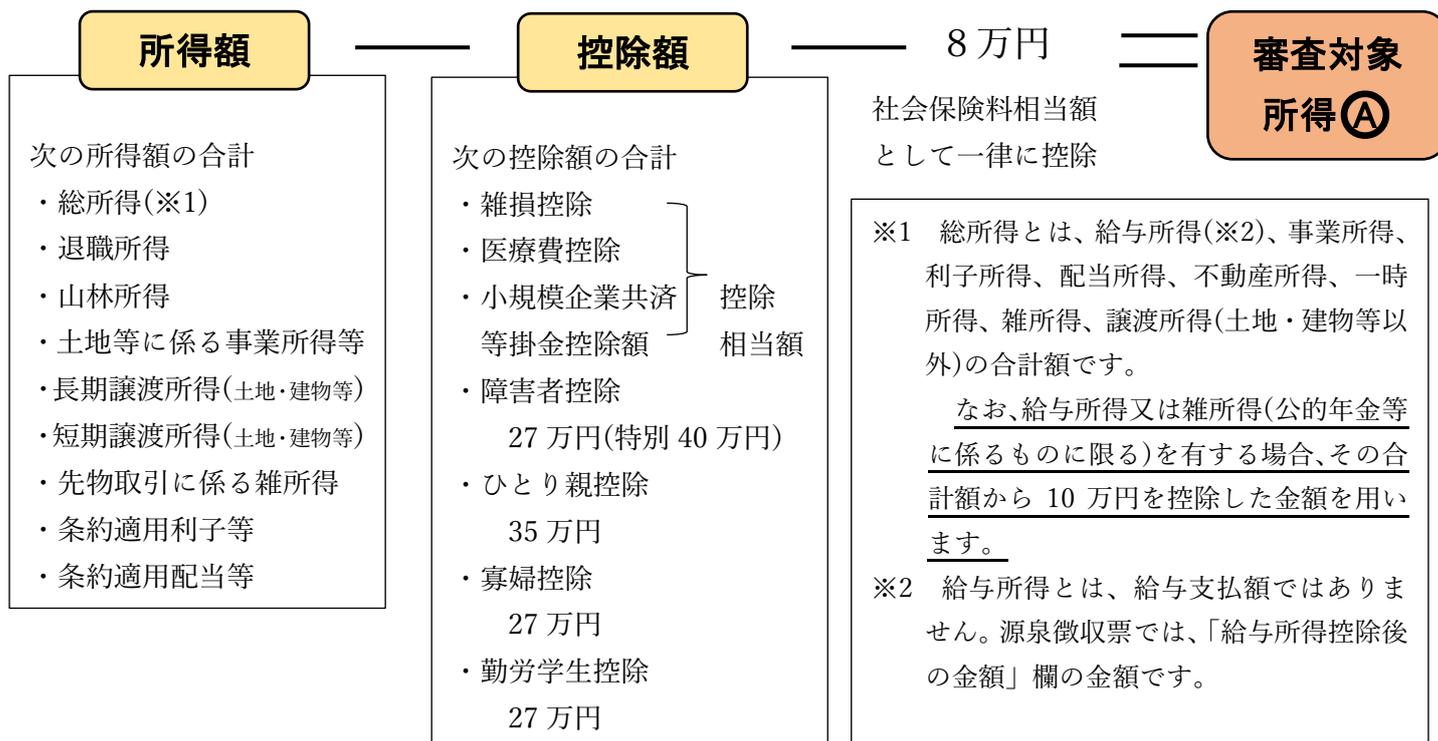
(1) 受給者本人の所得が対象（世帯合算の所得ではありません）

※父母ともに所得がある場合等は、生計を維持する程度が高い方(原則、所得が高い方)が受給者となります。

(2) 1～5月分までの手当は前々年の所得、6～12月分までの手当は前年の所得が対象

(3) 各年1月1日現在萩市以外にお住まいだった方(住民税が萩市以外から課税される方)は、そのお住まいだった市町村長が発行した所得課税証明書を提出してください。ただし、マイナンバー制度による情報連携により確認できるときは、省略することができます。

### 〔審査対象となる所得の計算方法〕



### 〔児童手当の所得制限限度額〕

扶養親族等の人数	→	所得制限限度額(B)	収入額の目安
0人	622万円+0万円	622万円	833.3万円
1人	622万円+1人×38万円	660万円	875.6万円
2人	622万円+2人×38万円	698万円	917.8万円
3人	622万円+3人×38万円	736万円	960万円
4人	622万円+4人×38万円	774万円	1002万円

・所得制限限度額は上記のように、622万円に扶養親族1人につき38万円を加算して計算します。ただし、扶養親族等が老人控除対象配偶者・老人扶養親族に該当する場合の加算額は、1人につき44万円です。

・扶養親族等の人数は、1～5月分の手当は前々年の、6～12月分の手当は前年12月31日時点の人数です。

### 〔児童手当と特例給付の判定〕

※審査対象所得(A)と所得制限限度額(B)を比べて、受給額が決まります。

